

令和7年度宮城県保険薬局に対する原油価格・物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的として、宮城県保険薬局に対する原油価格・物価高騰対策支援事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 補助金の交付対象は、別表1に掲げる保険薬局とする。

(交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額及び交付に係る要件等は、別表1のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書として別表2で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 交付申請は、原則として薬局開設者が1つの薬局につき1回に限り行うものとする。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書に添付しなければならない書類は、「補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し」とする。
- 4 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。
- 5 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 国、県又は市町村が運営するもの
 - (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (3) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (3) 県は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6 知事は、第4の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適當

であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8 知事は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第9 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第11 この規則に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

別表1

1 交付対象	申請時点で東北厚生局長から保険薬局の指定を受け、宮城県内で事業を継続中かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局とする。
2 交付額等	<p>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、事業を継続する場合（申請日以降については継続が見込まれる場合とする。）の交付額は、1店舗につき10万円とする。</p> <p>ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の事業継続期間が1年に満たない場合の交付額は、上記にかかわらず、次の（1）及び（2）を合算して得られた金額と10万円とを比較して、低い方の金額を交付するものとする。</p> <p>（1）月の初めから終わりまで事業を行った月×1万円</p> <p>（2）月の中途中で事業の開始あるいは休止期間があった場合は、その月の事業を行った日数が10日以上の場合は1万円とし、10日未満の場合は0円とする。</p>

別表2

分類	申請項目
補助交付要件の確認	交付要綱第4による国、県又は市町村が運営するもの、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等、県税に未納がある者の確認 申請時点で東北厚生局長から保険薬局の指定を受け、宮城県内で事業を継続中であり、原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けていることの確認
申請日	申請日*
申請者（開設者）情報	区分 法人・個人から選択 法人の場合は、法人名・法人名フリガナ・代表者の職氏名・代表者の職氏名フリガナ・所在地（郵便番号等） 個人の場合は、氏名・氏名フリガナ・住所（郵便番号等）
薬局情報	薬局名称、所在地（郵便番号等） 薬局開設許可番号、保険薬局コード
補助申請額の計算	対象期間内の事業継続期間、補助申請額*
振込口座情報	銀行口座に振込・郵便局の通帳に振込から選択 銀行口座の場合、銀行名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナ 郵便局の通帳に振込の場合、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナ
添付書類	振込口座情報がわかる通帳のページの写し
申請担当者情報	氏名・担当部署・電話番号・メールアドレス

※自動表示項目